

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 3 月 27 日 (金) 号外第 27 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県大規模集客施設立地誘導条例 (5) (景観まちづくり課) 6
	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例 (6) (〃) 15
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (7) (財政課) 19
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (8) (人事・評価室) 21
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (9) (給与室) 25
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (10) (〃) 26

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の新設について

1 条例の新設理由

都市機能の流出・拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを推進するために、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導する。

コンパクトなまちづくり：広域の経済的・文化的な中心地にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていくこと

大規模集客施設：集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用途に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）及びそれらと一体的に運営される可能性があるその他の建築物をいう。以下同じ。）であって、当該集客施設を構成する各建築物の総床面積が1,500平方メートルを超えるもの

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(2) 基本方針

大規模集客施設の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

ア その立地について関係市町村の住民の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。
イ 総床面積による規模の区分（10,000平方メートルを超えるもの、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの、1,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの）に応じて、次の事項について定める要件を備えた場所に立地させること（関係市町村長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認める場合を除く。）。

(ア) その敷地から1キロメートル以内の区域における集客施設及び公益施設等の立地の状況、それらの集客区域の人口並びに水道及び生活排水処理施設の整備の状況

(イ) 利用することのできる公共交通機関（鉄道又は路線バスに限る。）の状況

(ウ) その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況

ウ 次に掲げる地域には立地させないこと（関係市町村長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認める場合を除く。）。

(ア) 都市計画法による市街化調整区域

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域

(ウ) 自然公園法による自然公園の区域

(エ) 自然環境保全法による自然環境保全地域

(オ) 景観法による景観計画区域（景観形成団体が景観計画区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合は、その区域に限る。）

(3) 県等の責務

県、市町村、施設設置者及び県民の責務を定める。

(4) 設置届

ア 施設設置者は、大規模集客施設を設置しようとするときは、それについて建築確認の申請等をする前に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ア) 大規模集客施設の名称

- (イ) 大規模集客施設の敷地の所在地
 - (ウ) 大規模集客施設の用途
 - (エ) 大規模集客施設の総床面積
 - (オ) 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
 - (カ) 軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数
- イ 知事は、設置届があったときは、速やかにその概要を公告し、その届出書等を公告日から2月間、公衆の縦覧に供するものとする。
- (5) 住民説明会
設置届をした施設設置者は、(4)のイの期間の満了する2週間前までに、その届出書等の内容を関係住民に周知させるための説明会を開催しなければならない。
 - (6) 関係市町村長等の意見
ア 知事は、設置届があったときは、関係市町村長に対し、速やかにその届出書等の写しを送付するとともに、大規模集客施設の設置について、(4)のイの期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。
イ 関係住民は、大規模集客施設の設置について、(4)のイの期間内に書面で知事に意見(商品等の地域的な需給状況に及ぼす影響に関するもの、その他コンパクトなまちづくり、地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。)を述べることができる。
 - (7) 知事の意見
知事は、設置届から4月以内に次のいずれかの意見及びその理由を届出者及び関係市町村長に通知し、公告するものとする。
ア 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。
イ 届出施設の設置は、適切な対策が講じられなければ、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものとなるおそれがある。
ウ 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものである。
 - (8) 知事意見への異議
届出者、関係市町村長又は関係住民は、知事の意見に異議があるときは、知事にその旨を申し出ることができる。
 - (9) 勧告
知事は、大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
 - (10) 中止等の命令
ア 知事は、勧告を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、大規模集客施設の設置の中止等を命ずることができる。
イ 知事は、アの命令を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合等には、大規模集客施設の撤去等を命ずることができる。
 - (11) 工事着手の制限
届出者は、原則として、設置届から6月後でなければ、設置工事に着手してはならない。
 - (12) 地域貢献活動の推進
施設設置者は、大規模集客施設の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模集客施設及びその周辺地域において、地域社会の活性化に資する活動を、住民と協働で積極的に推進するものとする。
 - (13) 知事は、施設設置者に対し大規模集客施設の設置に関し報告を求め、又は県の職員をして大規模集客施設の敷地等に立入らせ、物件の検査等をさせることができる。
 - (14) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
- イ (4)は、平成21年10月1日以後における大規模集客施設の設置について適用する。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

市街化調整区域に係る開発許可等について、審査基準の明確化及び審査事務の迅速化を図るため、都市計画法の規定により県の条例で定めることができる開発許可等の基準に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

- (1) 市街化区域と一体的な区域として指定する土地の区域は、50以上の建築物がそれぞれ50メートル以内の距離で連たんする区域のうち、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 市街化区域からの距離が1キロメートル以内の場所にある土地を含む町、大字等の区域
 - イ 建築基準法第42条に規定する道路に接する区域
 - ウ 上水道の給水区域
 - エ 市町村が整備した生活排水処理施設の排水区域
- (2) (1)の区域において支障があると認められる予定建築物の用途は、地階を除く階数が3以下の自己用住宅以外の用途とする。
- (3) 市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為等は、次のとおりとする。
 - ア 市街化調整区域に居住する者等の2親等以内の親族等の自己用住宅の建設
 - イ 収用事業の施行に伴う代替建築物等の建設
 - ウ 大規模連たん区域における自己用住宅又は自己の工場等の建設
 - エ 周辺住民が利用する地区集会所等の建設
 - オ 既存建築物の増築又は改築
 - カ 災害危険区域等に所在する建築物等に代わる建築物等の建設
 - キ 優良田園住宅建設計画に基づく自己用住宅の建設
 - ク 造成済み住宅団地等における自己用住宅の建設
- (4) (1)から(3)までの基準は、特例市及び事務処理市町村の区域には、適用しない。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年10月1日とする。ただし、(1)は、公布の日から施行する。
 - イ この条例は、その施行の日以降の申請に係る開発許可等について適用し、同日前の申請に係る開発許可等については、なお従前の例による。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県介護保険財政安定化基金について、平成12年度からの国、県、市町村の拠出金により、市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用が積み立てられたことから拠出金の拠出率を見直して、市町村から拠出金を徴収しないこととする。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県介護保険財政安定化基金に対する市町村の拠出率を計画期間における収入の見込額の3分の1に相当する額を都道府県内標準給付費等総額で除して得た率(現行 1,000分の1)とする。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 智頭急行株式会社への退職派遣を行わないこととする。

(2) 社団法人人権文化センターと財団法人部落解放研究所が合併することに伴い所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 智頭急行株式会社への退職派遣を平成21年3月31日限り行わないこととするに伴い、特定法人への退職派遣に係る規定を削る。

特定法人…地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの

(2) 社団法人人権文化センターが財団法人部落解放研究所を吸収合併することに伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から財団法人鳥取県部落解放研究所を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 平成19年に結核予防法が廃止され、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことにより、結核の予防等の施策に関する規定が整備され、結核についても発生の状況、動向及び原因の調査（以下「発生時調査」という。）並びに入院勧告を行うこととなった。

(2) 結核患者等に対して行う業務のうち、発生時調査及び入院勧告の業務は特に危険性が高いため、これを防疫等業務手当の支給対象とする。

2 条例の概要

(1) 保健所に勤務する保健師が結核患者に対する発生時調査又は入院勧告の業務に従事した場合に、1日につき300円の防疫等業務手当を支給する。

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成21年4月1日から職員の勤務時間が改定されることに伴い所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

教員特殊業務手当の支給対象について定めた規定中、休日等に当たる日以外の日の要件を正規の勤務時間が3時間45分又は4時間（現行 4時間）である日とする。

(2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間の2分の1（現行 20時間）を超えない範囲内の時間とし、5分（現行 30分）を単位として行うものとする。

(3) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例により短時間勤務する職員に係る当該短時間勤務の内容は、任命権者が別に定めることとする。

(4) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 大規模集客施設の立地の誘導（第8条 第17条）

第3章 雑則（第18条 第20条）

附則

本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。

しかし近年では、人口の都市集中、核家族化の進展等に伴う住宅地の拡大、自家用車の普及等を背景として、大規模集客施設等の都市周辺部への立地が進み、中心地域に集積していた都市機能が急速に流出・拡散しつつある。このため、当該地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、様々な公共サービスが効率的に提供できなくなり、それが更なる都市機能の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。

今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの都市機能の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、子どもや高齢者など自家用車に頼れない人は必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。

また、今後は生産年齢人口の減少により経済が縮小し、税収が落ち込み、道路その他の社会資本の整備・維持も困難になると思われる。また、輸送等に係るエネルギー効率の悪化による二酸化炭素排出量の増大や、周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。

今こそ、都市機能の流出・拡散を抑制し、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、だれもが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。そのためには、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導していくことが非常に重要である。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して積極的に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）コンパクトなまちづくり 広域の経済的・文化的な中心地にある既存の都市機能を有効に活用しつ

つ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げることをいう。

- (2) 集客施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）及びそれらと一体的に運営される可能性があるものとして規則で定めるそれら以外の建築物をいう。
- (3) 大規模集客施設 それを構成する各建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超える集客施設をいう。
- (4) 大規模集客施設の設置 大規模集客施設を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は改築にあっては、規則で定める規模又は内容のものに限る。）又は大規模集客施設に該当しない建築物を増築等（増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。）により大規模集客施設にすることをいう。
- (5) 関係市町村 大規模集客施設の敷地（建築物が設置される土地、及びその周辺の土地（当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をいう。
- (6) 施設設置者 大規模集客施設の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

（基本方針）

第3条 大規模集客施設の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

- (1) 大規模集客施設は、その立地について、関係市町村の住民（関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。）の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。
- (2) 大規模集客施設は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 大規模集客施設は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき（次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。）は、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する市街化調整区域

イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

ウ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

エ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域

オ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（景観行政団体が当該区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合にあっては、当該特に重要な区域に限る。）

（県の責務）

第4条 県は、前条の方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、自らが策定する地域計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。）を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模集客施設の立地をコンパクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活環境の保全、生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、大規模集客施設の立地が、当該市町村の住民の生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方

針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとす
るよう努めるとともに、大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調
して必要な指導調整を行うものとする。

(施設設置者の責務)

第6条 施設設置者は、大規模集客施設の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針にのっ
り、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むもの
とする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模集客施設の立地が、自らの生活環境の保全、生活上の利便等
のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県
及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模集客施設の立地の誘導

(設置届)

第8条 施設設置者は、大規模集客施設の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なけれ
ばならない。

- (1) 大規模集客施設の名称
- (2) 大規模集客施設の敷地の所在地
- (3) 大規模集客施設の用途
- (4) 大規模集客施設の総床面積
- (5) 大規模集客施設の設置に係る工事(以下「設置工事」という。)に着手する予定の日
- (6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数(大規模集客施設の全体で予定している
客の数をいう。以下同じ。)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する大規模集客施設の設置については、適用しない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域若しくは商業地域又は同法第12条の5第4項に規
定する開発整備促進区において行われるもの

- (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1項第1号に掲げる市街地再開発事業の施行に伴うもの

3 第1項の規定による届出(以下「設置届」という。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大規模集客施設の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載し
た図面
- (2) 第1項第6号に規定する場合にあっては、予定集客数の算定方法を記載した書類
- (3) 大規模集客施設が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に
立地することを証する書類
- (4) その他規則で定める書類

4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければなら
ないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による許可
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行
令(昭和27年政令第445号)第1条の9第1項若しくは第1条の17第1項の規定による届出
- (4) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

5 知事は、設置届があったときは、速やかにその概要を公告するとともに、その届出書及び前条第3項の規定
によりこれに添付された書類(以下「設置届出書類」という。)を当該公告の日の翌日から起算して2月間公
衆の縦覧に供するものとする。

(住民説明会)

第9条 設置届をした施設設置者(以下「設置届出者」という。)は、前条第5項に定める期間(以下「縦覧期

間」という。)の満了する日の2週間前までに、その設置届出書類の内容を関係住民に周知させるための説明会(以下「住民説明会」という。)を開催しなければならない。

- 2 住民説明会は、立地市町村において開催するものとする。ただし、知事が必要があると認めて指示したときは、これに隣接する市町村においても開催しなければならない。
- 3 設置届出者は、住民説明会を開催する日の1週間前までに、規則で定める方法により、開催する日時及び場所を公表しなければならない。
- 4 設置届出者は、次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、住民説明会を開催することを要しない。
 - (1) やむを得ない事由により、第3項の規定により公告した日時及び場所で住民説明会を開催することができなくなった場合
 - (2) 前各項の規定により住民説明会を開催すること、又はその開催により設置届出書類の内容を関係住民に適切に周知させることが困難な場合
 - (3) 設置届出者が、設置届出書類の内容を関係住民に周知させるため、住民説明会の開催に代えて行う措置が適切なものである場合
- 5 設置届出者は、住民説明会(前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあっては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。)を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見(届出施設の設置が商品又は役務の地域的な需給状況に及ぼす影響に関するもの、その他コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活環境の保全、生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次条において同じ。)及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

(関係市町村長等の意見)

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模集客施設の設置(以下「届出施設の設置」という。)について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

- 2 関係住民は、届出施設の設置について、規則で定めるところにより、縦覧期間内に書面で知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、第1項又は前項の意見が述べられたときは、当該意見を記載した書面を設置届出者に送付するものとする。
- 4 設置届出者は、前項の規定による送付を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から起算して2週間以内に、それに対する見解を知事に報告するとともに、第1項及び第2項の意見並びにそれに対する見解の概要を公表しなければならない。

(知事の意見)

第11条 知事は、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を踏まえつつ、基本方針に基づき、届出施設の設置について、次の各号のいずれかの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

- (1) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。
 - (2) 届出施設の設置は、適切な対策が講じられなければ、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものとなるおそれがある。
 - (3) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものである。
- 2 知事は、前項の規定による通知をしたときは、その通知した意見(以下「知事意見」という。)及び理由の概要を公告するものとする。
 - 3 設置届出者は、第1項第2号の意見を踏まえ、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに公告するものとする。この場合におい

て、当該報告に係る対策が設置届における第8条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（第2号又は第4号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定めるものに限る。以下「重要な変更」という。）を伴うものであるときは、当該報告を第16条第1項の規定による届出とみなして、同条第2項に定めるところによるものとする。

（知事意見への異議）

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。

- (1) 設置届出者 前条第1項の規定による通知を受けた日
- (2) 関係市町村の長 前条第1項の規定による送付を受けた日
- (3) 関係住民 前条第2項の規定による公告のあった日

2 知事は、前項の規定による申出を受けた場合において、次に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外のときは、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見を変更するものとする。

- (1) 前項に定める期間を過ぎて提出されたこと。
- (2) 前項各号に掲げる者以外の者から提出されたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重大かつ明白な不備

3 知事は、前項の規定による審査を行うに当たっては、鳥取県都市計画審議会の意見を聴くものとする。この場合において、同審議会における審議は、原則として公開するものとする。

4 知事は、第2項の規定により申出を却下し、棄却し、又は知事意見を変更した場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合において、知事意見を変更したときにあつては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。

5 第2項の規定により知事意見を変更した場合において、当該変更後の意見が前条第1項第2号に該当するものであるときは、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（勧告）

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。

3 施設設置者は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、当該勧告への対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその概要を公告するものとする。

（中止等の命令）

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模集客施設の設置の中止又は既に設置されている大規模集客施設の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模集客施設（大規模集客施設にしようとした建築物又は大規模集客施設であった建築物を含む。以下同じ。）の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模集客施設の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

- (1) 前項の規定による命令を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合 コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じる事態
- (2) 前項の規定による命令に従って大規模集客施設の設置が中止され、又は大規模集客施設が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 知事は、第1項又は前項の規定による命令をしたときは、速やかにその内容を公告するものとする。

(工事着手の制限)

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第1項第1号の意見の通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) その他設置工事に着手したとしても、コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれはなく、この条例の規定によるその後の手続にも支障は生じないと知事が認めたとき。

(重要変更届)

第16条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に重要な変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出(以下「重要変更届」という。)があったときは、当該重要変更届を変更後の内容による新たな設置届とみなし、当該変更前の設置届は撤回されたものとみなして、第8条(第4項及び第5項に限る。)から前条までの規定を適用する。

(その他の届出)

第17条 設置届出者は、設置工事が完了するまでの間に設置届に係る事項の変更(重要な変更及び規則で定める軽微な変更を除く。)をし、又は届出施設の設置を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告するものとする。

第3章 雑則

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模集客施設の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模集客施設及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動(以下「地域貢献活動」という。)を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2 施設設置者は、毎年、地域貢献活動の年間実施計画を作成して知事に提出し、当該計画に基づく活動が地域社会に貢献するものであることについて、規則で定めるところにより、知事の認証を受けることができる。

3 知事は、前項の規定による認証をしたときは、速やかにその内容を公表するものとする。

4 第2項の規定による認証を受けた施設設置者は、規則で定めるところにより、当該認証に係る活動の実施結果を知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模集客施設の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模集客施設の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模集客施設の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模集客施設の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項の規定は、平成21年10月1日以後における大規模集客施設の設置について適用する。

3 前項に規定する大規模集客施設の設置について、この条例の施行前に第8条第4項に規定する確認若しくは許可の申請又は届出が行われているときは、同項の規定は適用しない。

別表第1(第3条、第8条関係)

<p>総床面積が10,000平方メートルを超える規模</p>	<p>1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 集客施設が合計100以上あること。</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる法人で規則で定めるものの施設、都市計画法第11条第1項第5号の教育文化施設及び同項第6号の医療施設(以下「公益施設等」という。)が合計40以上あること。</p> <p>(3) その区域内にある集客施設又は公益施設等(学校を除く。)を反復継続して利用する者の居住する地域をおおむねすべて包含する区域(以下「集客区域」という。)に居住する者が3万人以上いること。</p> <p>(4) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第12項に規定する給水区域(同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。以下「給水区域」という。)であること。</p> <p>(5) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限り。以下「排水区域」という。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域(以下「排水区域」という。)であること。</p> <p>2 その敷地を訪れる際に利用することのできる公共交通機関(鉄道又は路線バスに限る。以下「利用可能交通機関」という。)の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) その敷地から2キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。</p> <p>ア 鉄道駅(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。以下同じ。)であって、1日の延利用者数が4,000人以上のもの</p> <p>イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が200人以上のもの(500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が200人以上のものを含む。)</p> <p>(2) 利用可能交通機関の路線の数(以下「路線数」という。)が5以上あること。</p> <p>(3) 利用可能交通機関のすべての路線を合わせた1時間当たりの運行便数(以下「運行頻度」という。)が、それが最も高い時間帯において6以上あること。</p> <p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり6キロメートル以上あること。</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの(以下「主要交差点」という。)がある場合にあっては、その集客時飽和度(大規模集客施設に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
<p>総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メ</p>	<p>1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 集客施設が合計25以上あること。</p> <p>(2) 公益施設等が合計8以上あること。</p>

<p>一トール以下の規模</p>	<p>(3) 集客区域に居住する者が2,000人以上いること。 (4) 給水区域及び排水区域であること。 2 利用可能交通機関の状況が、次の要件に適合すること。 (1) その敷地から1キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。 ア 鉄道駅 イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が70人以上のもの(500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が70人以上のものを含む。) (2) 路線数が2以上あること。 (3) 運行頻度が、それが最も高い時間帯において3以上あること。 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり4キロメートル以上あること。 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
<p>総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模</p>	<p>1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 集客施設が合計8以上あること。 (2) 公益施設等が合計4以上あること。 (3) 集客区域に居住する者が1,000人以上いること。 (4) 給水区域及び排水区域であること。 2 利用可能交通機関の状況が、次の要件に適合すること。 (1) その敷地から1キロメートル以内に、次のいずれかの施設があること。 ア 鉄道駅 イ 路線バスの停留所であって、1日の延利用者数が30人以上のもの(500メートル以内で隣接する他の路線バスの停留所と合わせて、1日の延利用者数が30人以上のものを含む。) ウ 5箇所以上の路線バスの停留所 (2) 路線数が2以上あること。 (3) 運行頻度が、それが最も高い時間帯において2以上あること。 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 2車線以上の道路の延長が、1平方キロメートル当たり2キロメートル以上あること。 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>

別表第2(第13条関係)

<p>第11条第1項第2号の意見の通知を受けた設置届出者が、当該意見を踏まえ、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとしなない場合</p>	<p>(1) 知事が指示するところに従って当該対策を実施すること。 (2) 届出施設の設置を中止すること。</p>	<p>設置届があった日の翌日から起算して6月を経過する日</p>
<p>第11条第1項第3号の意見の通知を受けた設置届出者が、当該意見を踏まえ、届出</p>	<p>届出施設の設置を中止すること。</p>	<p>設置届があった日の翌日から起算して</p>

施設の設置を中止しようとしなない場合		6月を経過する日
設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模集客施設の設置を行い、又は行おうとしている場合（重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。）	(1) 知事が指示する期間は大規模集客施設の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。 (2) 大規模集客施設の設置を中止すること。 (3) 既に設置されている大規模集客施設を廃止すること。	その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日
設置届出者が第15条の規定に違反して設置工事に着手している場合	設置工事を中止すること。	その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第36条第1項第3号八の規定に基づき、開発許可及び法第43条第1項の許可(以下「開発許可等」という。)の基準について、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化不適當区域 政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域をいう。
- (2) 住宅建築禁止区域 地区計画において住宅を建築してはならないこととされている区域、特別用途地区のうち市町村の条例により住宅を建築してはならないこととされている区域及び工業専用地域をいう。
- (3) 大規模連たん区域 直近にある建築物の敷地(建築物等が建設される土地、及びその周辺の土地(当該建築物等を使用し又は管理する者が、その効用を増加させるため、所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理するものに限る。))をいう。以下同じ。)から50メートル以内にその敷地の全部又は一部がある建築物が50以上連たんしている区域をいう。
- (4) 自己用住宅 建築主が自己の日常生活の用に供する住宅をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

(市街化区域と一体的な地域)

第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、大規模連たん区域内の土地(市街化不適當区域内に所在するものを除く。)のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。

- (1) 市街化区域(住宅建築禁止区域を除く。)と市街化調整区域(住宅建築禁止区域を含む。)との境界から1キロメートル以内にその区域の全部又は一部がある町等(市町村の区域内の町又は大字(これらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の区域内に所在すること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接する土地であること。
- (3) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第12項に規定する給水区域(同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。)内に所在すること。
- (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の4第1項に規定する生活排水処理施設(市町村が整備したものに限り。)により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。

2 指定区域は、当該指定区域の所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

(環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の条例で定める用途は、建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物(地階を除く階数が3以下の自己用住宅に限る。)以外の用途とする。

(市街化を促進しない開発行為等)

第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為及び政令第36条第1項第3号八の条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設は、別表の左欄に掲げる目的に応じ、同表の中欄に掲げる区域(市街化不適當区域を除く。)において同表の右欄に掲げる用途に供するために行うものとする。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、特例市及び事務処理市町村の区域については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、その施行の日以降の申請に係る開発許可等について適用し、同日前の申請に係る開発許可等については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

<p>1 市街化調整区域(区域区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。)内に継続所有地(区域区分に関する都市計画が決定された日(以下「区分決定日」という。)以前から所有している土地(区分決定日以前から所有していた土地との交換分合(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。)により区分決定日以後に取得したもの、及び区分決定日以前に所有していた者から区分決定日以後に相続により取得したものを含む。)をいう。以下同じ。)を有し、当該継続所有地に建設された自己用住宅に居住している者(法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者を含む。以下「本家者」という。)と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの(本家者と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。)が、自己用住宅を建設する目的(当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該本家者の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) 婚姻、出産等による同居者の増加</p> <p>(2) 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離</p> <p>(3) 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保</p> <p>(4) 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事情</p>	<p>その本家者の継続所有地又は区分決定日以前から宅地であった土地(いずれも、本家者の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域内に所在するもの)に限る。)の区域</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げる建築物</p>
<p>2 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の施行のため自己の所有する建築物等(建築物又は第1種特定工作物をいう。以下同じ。)を移転し、又は除却する必要のある者が、当該建築物等(以下「移転等に係る建築物等」という。)に代わる建築物等</p>	<p>当該事業が施行される市町村の区域(移転等に係る建築物等が市街化区域内に所在する場合)については、当該事業に係る</p>	<p>移転等に係る建築物等と同一の用途の建築物(敷地の面積及び延床面積が、</p>

<p>(その者の所有する一団の土地の一部が当該事業の用地となった場合にあっては、その残地に建設することができないものに限る。以下「代替建築物等」という。)を建設する目的(その者又はその同居者(以下「移転者」という。))が、当該事業が施行される市町村の区域内に他に代替建築物等とすることができる建築物等を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p>	<p>土地収用法第16条の規定による事業の認定の日以前から移転者が所有している土地(当該認定の日以前から所有していた土地との交換分合により当該認定の日以後に取得したもの、及び当該認定の日以前に所有していた者から当該認定の日以後に相続により取得したものを含む。)又は当該事業の起業者が代替建築物等の用地としてあつせんする土地の区域に限る。)</p>	<p>移転等に係る建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。)</p>
<p>3 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的(当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) 当該大規模連たん区域内に継続所有地のある者</p> <p>(2) 当該大規模連たん区域内に10年以上継続して居住している者</p> <p>(3) 区分決定日以後に当該大規模連たん区域内に移転等に係る建築物等に代わるものとして自己用住宅を建設し、これに居住している者</p> <p>(4) 本家者と同居し、又は同居していた2親等以内の親族</p>	<p>大規模連たん区域(左欄第1号に掲げる者については、その継続所有地の区域に限る。)</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
<p>4 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する者が、自己の業務の用に供する工場、事務所又は店舗(以下「自己の工場等」という。)を建設する目的</p> <p>(1) 区分決定日以前から当該大規模連たん区域内に居住している者の世帯に属する者</p> <p>(2) 前項第3号に掲げる者</p>	<p>大規模連たん区域</p>	<p>自己の工場等(敷地の面積が1,000平方メートルを超えず、かつ、店舗にあっては延床面積が500平方メートルを超えないものに限る。)</p>
<p>5 集会所その他これに類する施設(次に掲げる要件を備えたものに限る。以下「集会所等」という。)を建設する目的</p> <p>(1) 当該集会所等が建設される町等に居住する者(以下「周辺住民」という。)が主として利用することになると見込まれること。</p> <p>(2) 周辺住民の地縁に基づいて形成された団体により管理・運営されること。</p>	<p>周辺住民が居住する町等の区域</p>	<p>集会所等</p>

<p>(3) 他の用途と併用されるものでないこと。</p> <p>6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的</p>	<p>既存の建築物等の敷地又はその隣接地（公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。）の区域</p>	<p>既存の建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積が既存の建築物等の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が既存の建築物等の延床面積の2倍を超えないものに限る。）</p>
<p>7 次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的</p> <p>(1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。</p> <p>(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること。</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告を受けたこと。</p> <p>(5) 建築基準法第10条第1項の規定による勧告を受けたこと。</p>	<p>移転建築物等の所在する市町村の区域</p>	<p>移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）</p>
<p>8 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画（以下「田園住宅計画」という。）に基づき、優良田園住宅（自己用住宅に限る。）を建設する目的</p>	<p>田園住宅計画に定められた同条第2項第1号に規定する土地の区域</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
<p>9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的</p>	<p>区分決定日以前に造成工事が完了し又は施行中であつた住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域、又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第8項に規定する施行区域</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 略 (2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 <u>計画期間（介護保険法第147条第2項第1号に規定する計画期間をいう。）における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府県</u>	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	1 鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。	(1) 略 (2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、 <u>1,000分の1</u> とする。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

		内標準給付 費等総額で 除して得た 率とする。							
略					略				

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ク 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ク 略</p>

ケ 略
 コ 略
 サ 略
 シ 略
 ス 略
 セ 略
 (2) 略
 2及び3 略

ケ 財団法人鳥取県部落解放研究所（昭和62年6月1日に財団法人鳥取県部落解放研究所という名称で設立された法人をいう。）

コ 略
 サ 略
 シ 略
 ス 略
 セ 略
 ソ 略

(2) 略
 2及び3 略

(特定法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、智頭急行株式会社とする。

(退職派遣者とならない職員)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を採用する場合)

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を採用しない場合)

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべ

き期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとする。

（取決めで定める事項）

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- （2） 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（採用された職員に関する給与条例の特例）

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）に関する給与条例第12条の2第1項第1号の規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命

<p>(人事委員会規則への委任) 第10条 略</p>	<p><u>権者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第9条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。</u></p> <p>3. <u>法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>(報告)</p> <p><u>第19条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(人事委員会規則への委任) 第20条 略</p>
---------------------------------	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者については、改正前の鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条から第19条までの規定は、なおその効力を有する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 保健所に勤務する保健師（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 感染症予防法第15条第1項の規定により結核患者に対して行う質問若しくは必要な調査又は感染症予防法第26条において準用する感染症予防法第19条第1項の規定により結核患者に対して行う入院の勧告の業務であって、面接により行うもの</u></p> <p>エ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 保健所に勤務する保健師（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が <u>3時間45分又は4時間</u>である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が <u>3時間45分又は4時間</u>である日に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が <u>3時間45分又は4時間</u>である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7)及び(8) 略</p> <p>2及び3 略</p>

第6条の次に次の1条を加える。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、<u>休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>5分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて<u>20時間</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>30分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定による勤務(以下「特定短時間勤務」という。)をさせている職員に係る当該特定短時間勤務の内容は、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。